

第4章 文化財把握の方針

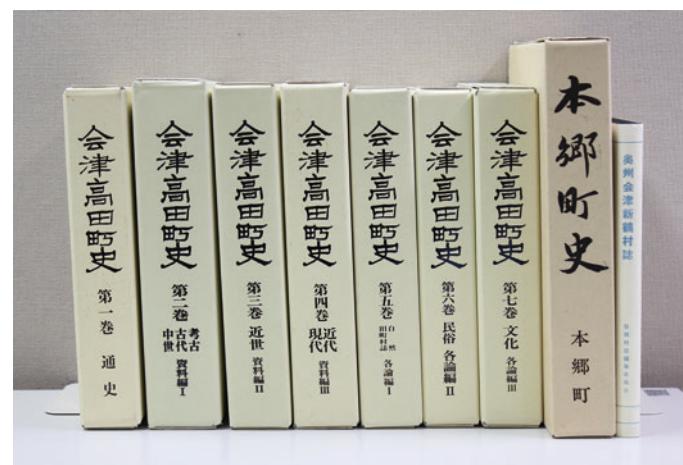
1 既存の文化財調査の概要

歴史文化基本構想策定以前の文化財調査については、古くは昭和34年（1959）から作成されていた会津高田町・会津本郷町・新鶴村の旧町村史等の発刊において、事前調査がなされています。また、「会津高田町史」編纂時に収集した文書類については、原本のコピーをとった後、文書の整理を行い、特に重要と考えられる史料を中心に「近世・近現代文書所在目録」の作成を行いました。

このほか、埋蔵文化財の発掘調査については、調査年度中に報告書を作成しています。

1-1 既刊の発刊書籍

●旧町村史



旧町村史

書籍名	内容	刊行年
会津高田町史 第一巻 通史	旧会津高田町の原始から近現代までの通史	平成13年（2001）3月
会津高田町史 第二巻 考古・古代・中世(資料編Ⅰ)	遺跡・古文書・城館跡など、考古から古代・中世にかけての史料を記載	平成9年（1997）3月
会津高田町史 第三巻 近世(資料編Ⅱ)	近世文書	平成7年（1995）3月
会津高田町史 第四巻 近代・現代(資料編Ⅲ)	近代・現代文書	平成10年（1998）3月
会津高田町史 第五巻 自然・旧町村誌(各論編Ⅰ)	自然及び集落ごとの特徴や歴史を記載	平成12年（2000）3月
会津高田町史 第六巻 民俗(各論編Ⅱ)	伝統行事や年中行事などの民俗について記載	平成14年（2002）6月
会津高田町史 第七巻 文化(各論編Ⅲ)	文化財及び文化に関わる人物や歴史について記載	平成11年（1999）3月
本郷町史	旧本郷町の町史	昭和52年（1977）3月
奥州会津新鶴村誌	旧新鶴村の村誌	昭和34年（1959）3月

●近世・近現代文書所在目録

書籍名	内容	刊行年
所在目録1	近世・近現代の文書目録	平成2年（1990）3月
所在目録2	近世・近現代の文書目録	平成3年（1991）3月
所在目録3	近世・近現代の文書目録	平成16年（2004）3月

●その他の書籍

書籍名	内容	刊行年
知ってる？会津美里の歴史	小学生向け町歴史副読本	平成30年（2018）11月
会津美里町の文化財散歩手帳	本町の指定文化財のガイドブック	平成29年（2017）3月

会津美里町の寺院建築ガイド	本町の主な寺院建築のガイドブック	平成21年（2009）3月
会津美里町の仏像ガイド	本町の主な仏像のガイドブック	平成22年（2010）3月
天海大僧正と会津	天海大僧正と会津の関わりについてのガイドブック	平成23年（2011）3月
会津高田町郷土史歴史読本	旧会津高田町で作られた郷土の副読本	昭和55年（1980）12月
松坂民俗調査報告書	宮川ダムの建設によって廃村となった松坂地区の民俗調査報告書	昭和60年（1985）3月
新鶴村の野仏	旧新鶴村で実施した野仏調査	昭和63年（1988）3月
会津高田町の文化財	旧会津高田町の文化財ビジュアル本	平成5年（1993）2月
わたしたちの郷土 会津本郷町	旧会津本郷町の郷土読本	平成6年（1994）3月
新鶴村 地名の由来	旧新鶴村で作成した新鶴の地名の由来を調査し、まとめたもの	平成10年（1998）12月
会津本郷の野仏	旧会津本郷町で実施した野仏調査	平成11年（1999）3月
向羽黒山城（岩崎城）跡 保存管理計画書	向羽黒山城跡の保存管理についての計画書	平成7年（1995）3月
新鶴村の文化財	旧新鶴村の文化財ビジュアル本	平成4年（1992）3月
会津本郷町の文化財	旧会津本郷町の文化財ビジュアル本	平成17年（2005）3月
ふるさと新鶴村	町村合併を前に、新鶴村約100年の歴史をまとめたもの	平成17年（2005）9月

●埋蔵文化財調査報告書

書籍名	内容	刊行年	調査年
会津美里町文化財調査報告書 第1集	向羽黒山城跡IV 平成17年度範囲確認調査報告書	平成18年（2006）3月	平成17年（2005）
会津美里町文化財調査報告書 第2集	経営体育成基盤整備事業『高田中央地区』に伴う発掘調査報告書 油田遺跡	平成19年（2007）3月	平成14年（2002）～平成17年（2005）
会津美里町文化財調査報告書 第3集	沼ノ上遺跡 経営体育成基盤整備事業『高田中央地区』に伴う発掘調査報告書	平成19年（2007）3月	平成18年（2006）
会津美里町文化財調査報告書 第4集	向羽黒山城跡V 平成18年度範囲確認調査報告書	平成19年（2007）3月	平成18年（2006）
会津美里町文化財調査報告書 第5集	平成18年度町内遺跡試掘調査報告書 高田館跡 白井館跡	平成20年（2008）3月	平成18年（2006）
会津美里町文化財調査報告書 第6集	平成21.22年度町内遺跡試掘調査報告書 宮林塚跡・伊佐須美神社跡・高田館跡	平成23年（2011）3月	平成21.22年度（2009.2010）
会津美里町文化財調査報告書 第7集	平成22.23年度町内遺跡試掘調査報告書 家ノ下上遺跡・高田館跡	平成24年（2012）3月	平成22.23年度（2010.2011）
会津美里町文化財調査報告書 第8集	家ノ下上遺跡 県道下郷会津本郷線 関山バイパス建設事業に伴う発掘調査報告書	平成25年（2013）3月	平成23.24年度（2011.2012）
福島県会津高田町埋蔵文化財発掘調査報告書 第1集	会津高田町永井野・尾岐地区県営圃場整備事業関連発掘予備調査報告	昭和56年（1981）3月	昭和55年（1980）
福島県会津高田町埋蔵文化財発掘調査報告書 第2集	下萩曾根遺跡発掘予備調査報告	昭和57年（1982）3月	昭和54.55年（1979.1980）
会津高田町文化財調査報告書 第3集	会津高田町遺跡試掘調査報告 三十刈遺跡・下杉前遺跡・上道上A・B遺跡・下堀際遺跡・上道上1・2号塚・十五塙遺跡	昭和58年（1983）3月	昭和57年（1982）
福島県会津高田町文化財調査報告書 第4集	会津高田・上ノ原遺跡	昭和58年（1983）3月	昭和57年（1982）

福島県会津高田町文化財調査報告書 第5集	冴宮西遺跡 縄文時代早期・前期集落跡の調査	昭和59年(1984) 3月	昭和58年(1983)
会津高田町埋蔵文化財発掘調査報告書 第6集	会津高田町遺跡試掘調査報告書 海藏壇遺跡 上ノ原B遺跡 宮ノ前遺跡 諏訪南遺跡	昭和59年(1984) 3月	昭和58年(1983)
会津高田町埋蔵文化財発掘調査報告書 第7集	会津高田町永井野地区県営圃場整備事業関連、埋蔵文化財発掘予備調査報告 松沢遺跡範囲確認調査	昭和61年(1986) 3月	昭和60年(1985)
会津高田町埋蔵文化財発掘調査報告書 第8集	上戸原中道遺跡発掘調査報告書	昭和61年(1986) 3月	昭和60年(1985)
会津高田町埋蔵文化財発掘調査報告書 第9集	松沢遺跡発掘調査概報松沢遺跡C地点=北松沢遺跡	昭和62年(1987) 3月	昭和61年(1986)
会津高田町埋蔵文化財発掘調査報告書 第10集	十五壇遺跡発掘調査報告書	平成元年(1989) 3月	昭和63年(1988)
会津高田町埋蔵文化財発掘調査報告書 第11集	十五壇遺跡発掘調査報告書 第III次調査	平成2年(1990) 3月	平成元年(1989)
会津高田町埋蔵文化財発掘調査報告書 第12集	高田西部地区遺跡試掘調査報告書 鶩沢道南遺跡 鶩沢遺跡 一法用寺関連遺跡の調査—	平成9年(1997) 3月	平成8年(1996)
会津高田町文化財調査報告書第13集	福島県営ほ場整備事業 高田西部地区遺跡発掘調査報告書 権現山下遺跡	平成10年(1998) 3月	平成9年(1997)
会津高田町文化財調査報告書第14集	観音堂解体修理に伴う試掘調査報告書 福生寺観音堂遺跡 一基壇と礫石経の調査—	平成11年(1999) 3月	平成10.11年(1998.1999)
会津高田町文化財調査報告書第15集	福島県営ほ場整備事業 高田西部地区遺跡試掘調査報告書 権現山下塚群(保存に伴う範囲確認調査)	平成11年(1999) 3月	平成10年(1998)
会津高田町文化財調査報告書第15集	福島県営ほ場整備事業 高田西部地区遺跡発掘調査報告書 大門雨窪遺跡(法用寺関連遺跡の調査)	平成11年(1999) 12月	平成11年(1999)
会津高田町文化財調査報告書第16集	福島県営ほ場整備事業 高田中央地区遺跡試掘調査報告書 油田遺跡Ⅰ 油田遺跡Ⅱ	平成12年(2000) 3月	平成10.11年(1998.1999)
会津高田町文化財調査報告書第17集	県営ほ場整備事業関連遺跡試掘調査報告書 権現山下塚群(保存に伴う範囲確認調査)	平成12年(2000) 3月	平成11年(1999)
会津高田町文化財調査報告書第18集	通常砂防ダム事業遺跡調査報告書 松沢遺跡	平成13年(2001) 3月	平成12.13年(2000.2001)
会津高田町文化財調査報告書第19集	福島県営ほ場整備事業 高田中央区遺跡試掘調査報告書2 沼ノ上遺跡 六地蔵遺跡 高田館跡	平成14年(2002) 3月	平成12.13年(2000.2001)
会津高田町文化財調査報告書第20集	高田中央地区遺跡調査報告書1 油田遺跡(第1次) 発掘調査概報 福島県営ほ場整備事業「担い手育成型」に伴う発掘調査	平成15年(2003) 3月	平成14年(2002)
会津高田町文化財調査報告書第21集	高田中央地区遺跡調査報告書2 油田遺跡(第2次) 発掘調査概報 福島県営ほ場整備事業「担い手育成型」に伴う発掘調査	平成16年(2004) 3月	平成15年(2003)
京安林遺跡の概要	京安林遺跡の発掘報告書	昭和54年(1979) 3月	昭和53年(1978)

新鶴村文化財調査報告書 第2集 新鶴村遺跡試掘調査報告	東台遺跡 北大門B遺跡 権現堂遺跡 中江聖の宮遺跡 宮前遺跡 前林遺跡	昭和58年 (1983) 3月	昭和56.57年 (1981.1982)
新鶴村文化財調査報告書 第3集 新鶴村遺跡試掘調査報告II	村北遺跡 前田遺跡 村西遺跡 稔田遺跡 牛首天皇塚跡	昭和59年 (1984) 3月	昭和58年 (1983)
新鶴村文化財調査報告書 第4集 新鶴村遺跡発掘調査報告III	大久保須恵器窯跡(試掘) 上沢ノ目遺跡 北大門A遺跡 南村中遺跡 東北堀遺跡 柳ノ内遺跡	昭和60年 (1985) 3月	昭和59年 (1984)
新鶴村文化財調査報告書 第5集 新鶴村遺跡発掘調査報告書IV	水神遺跡 蛇合遺跡 富塚屋敷遺跡 蛇屋敷遺跡 中西浦遺跡	昭和61年 (1986) 3月	昭和60年 (1985)
新鶴村文化財調査報告書 第6集 新鶴村遺跡試掘調査報告V	木留場遺跡 北原遺跡 堂屋遺跡	昭和62年 (1987) 3月	昭和61年 (1986)
新鶴村文化財調査報告書 第7集 新鶴村遺跡発掘調査報告書VI	下上野塚群 八合田宝篋印塔跡 八合田塚群 天神塚 宮前塚 小沢田遺跡	昭和63年 (1988) 3月	昭和62年 (1987)
新鶴村文化財調査報告書 第8集	木留場遺跡	平成元年 (1989) 3月	昭和63年 (1988)
新鶴村文化財調査報告書 第9集	田子畠遺跡 館ノ越遺跡	平成元年 (1989) 3月	昭和63年 (1988)
新鶴村文化財調査報告書 第10集	東台遺跡	平成2年 (1990) 3月	平成元年 (1989)
新鶴村文化財調査報告書 第11集	館ノ越遺跡	平成2年 (1990) 3月	平成元年 (1989)
新鶴村文化財調査報告書 第12集	物見壇遺跡	平成2年 (1990) 3月	平成2年 (1990)
新鶴村文化財調査報告書 第14集 新鶴村文化財試掘調査報告書	東四十八遺跡	平成7年 (1995) 3月	平成6年 (1994)
新鶴村文化財調査報告書 第15集 新鶴村埋蔵文化財調査報告書X	狸壇遺跡 狐壇遺跡	平成8年 (1996) 3月	平成7年 (1995)
新鶴村文化財調査報告書 第16集 新鶴村埋蔵文化財調査報告書XI	東四十八A遺跡・東四十八B遺跡・東四十八C遺跡	平成9年 (1997) 3月	平成8年 (1996)
新鶴村文化財調査報告書 第17集 新鶴村遺跡発掘調査報告書	北長尾遺跡	平成9年 (1997) 3月	平成7年 (1995)
新鶴村文化財調査報告書 第18集 新鶴村遺跡試掘調査報告書	下大窪遺跡・大久保須恵器窯周辺の遺跡・大久保A遺跡	平成10年 (1998) 3月	平成9年 (1997)
会津本郷町埋蔵文化財発掘調査報告書 第1集	向羽黒山城跡	昭和58年 (1983) 3月	昭和57年 (1982)
会津本郷町文化財調査報告書 埋蔵文化財調査報告書 第II輯	下野街道(南山通り) I 県道下郷～本郷線開設に伴う氷玉峠周辺の調査	平成7年 (1995) 3月	平成6年 (1994)
会津本郷町文化財調査報告書 埋蔵文化財調査報告書 第III輯	福永遺跡 ほ場整備に伴う試掘調査報告書	平成8年 (1996) 3月	平成7年 (1995)

会津本郷町文化財調査報告書 埋蔵文化財調査報告書 第3輯	下野街道（南山通り）II 県道下郷～本郷線開設に伴う氷玉峠北斜面の調査	平成10年(1998) 3月	平成7年(1995)
会津本郷町文化財調査報告書 第6集	向羽黒山城跡I 平成14年度範囲確認調査報告書	平成15年(2003) 3月	平成14年(2002)
会津本郷町文化財調査報告書 第7集	向羽黒山城跡II 平成15年度範囲確認調査報告書	平成16年(2004) 3月	平成15年(2003)
会津本郷町文化財調査報告書 第8集	向羽黒山城跡III 平成16年度範囲確認調査報告書	平成17年(2005) 3月	平成16年(2004)

1-2 会津美里町文化財保護審議会による文化財基礎調査

例年、会津美里町文化財保護審議会委員により、文化財基礎調査が実施されています。この調査では、年2回指定等文化財の保護状況及び指定を検討している未指定文化財の状況等を確認しています。

●過去5年間で確認した文化財

年度	年月日	確認内容	備考
平成25年	平成26年1月27日	町内における国指定重要文化財（美術工芸品）の現況調査（龍興寺・伊佐須美神社等）	
	平成26年2月13日	町内における国指定重要文化財（美術工芸品）の現況調査（法用寺・弘安寺・法幢寺）	
平成26年	平成26年6月4日	伊佐須美神社の天然記念物及び油田遺跡出土品一括【考古資料】	
	平成26年10月14日	町内石造物及び絵馬、向羽黒山城跡整備資料室	
平成27年	平成27年7月22日	弘安十年銘石標・大光寺供養塔・戦死四十人墓・会津戦役七士之墓・一里塚・下野街道	
	平成27年10月28日	立行事稻荷の大スギ・新鶴民俗資料館・蓋沼の浮島・御蔵入地境の石柱・不動堂・戦場の板碑	
平成28年	平成28年10月4日	法用寺子安地蔵堂・大宝院不動堂	町指定文化財候補物件
	平成28年12月22日	銅板製釣灯籠・獅子頭等・新鶴庁舎・高齢者福祉センター	郷土資料館設置場所についての検討
平成29年	平成29年8月30日	銅板製釣灯籠・会津高田町史編纂資料	
	平成29年9月8日	鳳来寺薬師堂（螺良岡地区） 大聖歡喜天立像（本郷地区）	

1-3 歴史文化基本構想策定事業による調査

1-3-1 平成28年度調査

(1) 指定文化財の台帳確認及び整理

総数116件（平成28年（2016）時点）の指定文化財について、台帳整備がなされていないことから指定の理由やその後の経過等について整理を行いました。指定文化財の詳細な内容については、旧町村時代に各自治体において『会津高田町史』『本郷町史』『奥州会津新鶴村誌』が刊行されていることから、これらに記載されている内容を整理し、台帳にまとめたほか、文化財関連書籍に掲載されている情報についても同



平成28年度事業で作成した台帳

台帳へ記載し、データの一元化を図りました。これにより、指定以後の調査や修繕などについて現在までの経緯が不明なものが多くあったことから、今後確認が必要な事項が明らかになりました。

(2) 「新編会津風土記」をもとにした台帳 (以下「地区^{※1}台帳」という) 整理

集落の特色をさぐるにあたり、『新編会津風土記』に記載された村ごとのデータを台帳にまとめました。委員会では、江戸時代前期に会津の地域再編成がなされたと想定され、それが現在の地域のあり方・特色に繋がってきてていると考えられることから、『新編会津風土記』を基本として調査を行うこととしました。また、本調査により『新編会津風土記』に掲載されている当時の村々は現在の集落の原型ともなっていることが確認できました。

(3) 「地区台帳」の現況確認調査

事前把握でデータ化した台帳をもとに、集落の現状（主に神社仏閣）がどのような状態かを確認、廃村となつた集落以外の悉皆調査^{※2}を実施しました。記載されている事項は現在も残っているかを調べ、残っていれば地図に書き込み、写真の撮影を行いました。

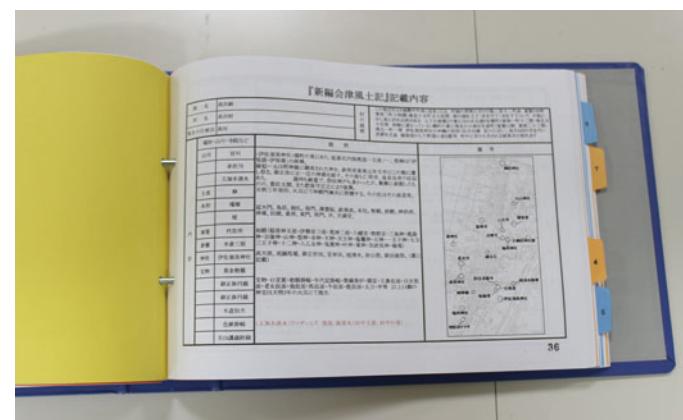
これにより、集落によっては場所・建物・規模は変わっているものの、現在も信仰の残る神社仏閣が多くみられ、集落の歴史・文化やあり方を捉える手がかりとなることが判明しました。また、神社仏閣だけでなく、集落に残る石祠や石造物なども多く、これまで把握しきれなかった地域の文化財についても情報を得ることができました。

調査結果については、地区台帳に再度書き込み、整理しました。

1-3-2 平成29年度調査

平成29年（2017）度は、平成28年度に作成した地区台帳を元に、主に旭地区、赤沢地区、東尾岐地区等住民が地区の歴史文化に关心があり、古くからの本町の特徴が残ると予測された山裾集落の一部を調査しました。建造物を有する社寺の確認と、それらを取り巻く集落の環境や歴史等について、現地調査と聞き取り調査を実施しました。

この調査では、集落にある建造物を中心とした調査を行っていましたが、赤留（赤沢地区）では「大宝院不動堂」と関連するおみくじ版木を発見、大神沢（東尾岐地区）では薬師堂に安置されつつも修復が必要な薬師如来坐像を見つけ地元住民と



地区台帳



平成29年度調査の様子

※1 当初、集落を地区と呼んでいたため、平成28.29年度においては、本構想内において集落としているところを地区と表記している。

※2 全体にわたって漏れなく、重複することなく調査することであり、国勢調査もこれにあたる。

相談の上応急修復を行う等調査だけにとどまらない成果がありました。また、建造物のみでなく複数の文化財が集落の歴史文化を形づくっているということを再認識する調査ともなりました。

1-3-3 平成30年度調査

平成30年（2018）度においては、平成28.29年度の調査を経て、さらに必要とされる現地調査を実施しました。

2 文化財把握における課題

①集落単位での総合的な文化財の把握の継続

本事業の実施によって個別の文化財台帳や集落調査の基礎となる台帳は作成できましたが、集落を一つの単位とした詳細な文化財の把握と、それらを総合的にまとめ集落の歴史文化の特徴を探ることの重要性が再認識されました。特に、集落に存在する文化財は無数にあり、継続した調査が必要です。

一方、これまで市街地については、市街地に存在する仏像や遺跡（埋蔵文化財包蔵地等）との関わりが多く、すでにそれらをふまえた各種計画等ができていますが、山裾集落で実施したような集落を単位としての調査方法を反映した調査を市街地でも行うことで、改めて集落の特徴を認識できるものと考えられます。

②地域住民を巻き込んだ協働の調査

本事業において、集落調査に入った際、地域の歴史文化をよく知る住民の方を中心に聞き取り及び現地調査を行ったため、集落を巻き込んだ形での調査としては不十分さがありました。歴史文化の保護には、住民の自主的な協力が必要です。そのきっかけとするためにも、今後地域住民と行政が協働して、文化財の調査や継承ができるような体制整備が必要です。

3 文化財把握の方針

①地域の文化財の把握

住民と連携し、町内にある多様な文化財の総合的な把握を目指します。

地域にどのような文化財が眠っているのか、どのような保存・活用方法が地域に合っているのか、住民自身が認識し、行政でも把握できるよう、地域住民間そして、地域と行政との連携が必要です。また、このような文化財の調査・保存・活用に関して、住民が問合せ等がしやすいような体制を整えます。

②住民と行政がともに行う調査の実施

歴史文化基本構想策定事業において実施した調査経験を踏まえ、調査方法をマニュアル化する等、経験の有無に頼らずともある程度の調査が地域住民によって可能となる手法を検討し、調査体制の充実・強化を図り、文化財の調査を継続的に実施します。

さらに、これらの調査を地域にフィードバックすることで、どのように保存・活用に活かしていくかを地域の住民と検討し、地域の状況にあった保存・活用について地域住民が積極的に意見交換や事業実現ができるよう、行政はバックアップを行います。また、小中学生の調査参加を促します。

第5章 文化財の保存・活用に関する方針

1 文化財の保存・活用に関する課題

1-1 社会的要因

本町では、少子高齢化による人口減少が問題となっています。文化財の所有者や伝統芸能を継承する担い手の高齢化と減少が進んでおり、後継者の確保が重要な課題となっています。特に伝統芸能が残されている市街地周辺の集落でその傾向が顕著です。

また、ライフスタイルの変化や産業構造の変化により、地域に伝わる文化財や伝統文化・行事等の地域における意義が薄れ、担い手不足とあいまっての保存や存続が危ぶまれています。

そのため、現在存続されている歴史文化が地域住民の生活とどのように関係しているか、現状を確認した上で、今後どのようにしていけば継続できる可能性があるのか、地域住民と検討していくことが大切であると考えられます。

1-2 住民意識

町内には数多くの文化財が残されていることから、地域住民の歴史に対する関心の度合いは高いと考えられます。しかし、関心が高い人のほとんどは高齢者であり、次世代を担う若い世代の興味関心が薄いのが現状です。そのため、特に無形民俗文化財がその影響を強く受けいますが、後継者・担い手不足の声がどの保存団体からも出てきています。

特に、若い世代を中心に、豊かな歴史文化があるにも関わらず、郷土の成り立ちに価値を見出すことなく、生まれ育った場所に愛着や誇りを持てずに生活し、あるいは未練なく郷土を出ていってしまう傾向が見られます。

そのため、地域の歴史や文化財に親しむことのできる機会の充実、文化財所有者・管理者だけではない住民の地域の文化に対する意識啓発、住民の理解と協力を得るための機会の創出、無形民俗文化財等地域文化の継承に向けた教育の充実や地域の連携・強化、後継者の育成等が早急に取り組むべき課題となっています。

しかしながら、これらの事業を実施した際、若い世代の参加率が著しく低いのも現状です。

1-3 制度的要因

本町では、文化財の保護については、従来、修理が必要な文化財の修繕や防災設備の維持管理等について適宜対応してきており、活用よりも保存に力を入れた政策を行ってきました。

しかしながら、保存対応だけでは、一部関係者のみが大きな負担を強いられることも多く、地域の文化財を地域住民が守るという意識を持ちにくい状況になりがちです。

そのため、歴史文化基本構想を策定して保存・活用の方向性を定め、関連する事業を展開することで、地域の文化財を地域住民が守る体制づくりを目指します。

1-4 町所有資料の保存環境

町で所有している民俗資料や埋蔵文化財等の資料が、町内の各施設に点在し、かつ資料に適した環



文化財講演会の様子

境での保存がなされているとは言えない状況にあります。また、町民がそれらを目にする機会もほとんどありません。

そのため、資料を効率的かつ適切に保存するための環境整備が必要であると同時に、町民が見学・体験・活用できる施設の整備も課題となっています。



新鶴民俗資料館見学の様子



町内の資料保管施設の位置図

表 町所有資料の保管施設

施設名	収蔵資料	住所	環境
新鶴民俗資料館	主に新鶴地域で使用されていた民俗資料	会津美里町米田	温湿度管理なし 見学は予約制
高田民俗資料室	主に高田地域で使用されていた民俗資料	会津美里町字高田	温湿度管理なし 1階の図書室休館日以外は見学可
旧赤沢幼稚園	町内の発掘調査によって出土した埋蔵文化財	会津美里町八木沢	温湿度管理なし 特別見学日のみ
会津美里町公民館	『会津高田町史』編纂時に収集した近世・近現代の古文書のコピー類	会津美里町字高田	温湿度管理なし 展示・閲覧環境なし
向羽黒山城跡 整備資料室	向羽黒山城跡の調査・整備関係資料及び、蘆名氏説明資料	会津美里町字瀬戸町	温湿度管理なし 開館：4～12月の第2日曜等

(平成31年2月末現在)

1-5 地域の魅力の再認識の必要性

本町の集落に残る歴史文化は、地名一つとっても、集落の成立と直結した特徴あるものです。これらは、活用するための資源の原石の一つですが、地域住民にとってあまり価値のないものと認識されがちです。そのため、住民によって再確認され、磨き上げられることもなく忘れ去られてしまうことが往々にしてあります。

これを防ぐためには、地域住民が地域のことを知る機会を作っていくことが大切で、それをどう地域の魅力として活かしていくか、住民自身が考えていくことも大切な作業となってきます。



赤留での座談会の様子

2 保存・活用に関する方針

2-1 保存・活用の基本理念

本町では、少子高齢化による人口減少に加え、古来からの豊かな歴史文化を持ちながらも、そこに価値を見出せないことで郷土愛の希薄化が進んでいることが、本町の歴史文化継承の危機を招いている大きな要因であると考えられます。

そのため、本町の歴史文化を後世につなぐために、大人が誇りを持って子ども達に本町の歴史文化を伝え、子ども達にも自分の町について学び郷土愛を育む意識づくりを進めることが大切です。そこで、住民と行政が連携した歴史文化による地域づくりを推進することを目指し、

「子どもに誇れる 歴史文化の地域づくり」

を基本理念として掲げます。

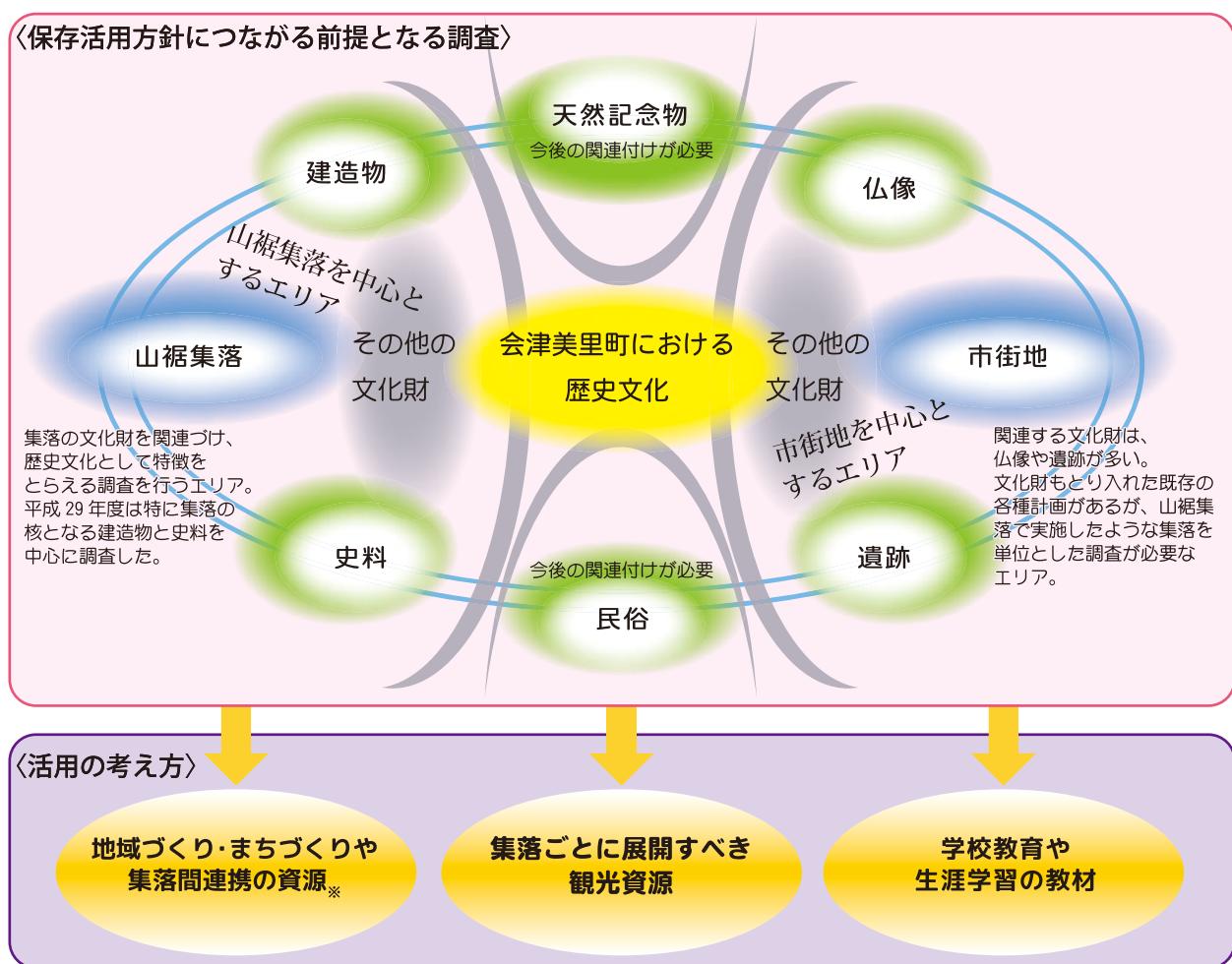


図 基本理念における調査と活用

歴史文化は、緩やかに関連し、山裾集落や市街地の特徴を作りあげています。平成29年度に実施した山裾集落での調査のように、集落単位での調査を市街地でも行うことで、それぞれの集落の特徴をとらえることが大切で、この特徴を地域の魅力として再認識することが、本町の歴史文化の活用につながると考えます。

※住民自身が集落の魅力を再発見し、地域づくりをする際の材料や、集落間が歴史文化を基に連携していく際の材料として使用できる可能性のある資源

2-2 保存・活用の基本方針

基本理念を基に、次に掲げる保存・活用の基本方針により、町民の主体的参加を得ながら基本理念の実現をめざします。

1 地域住民の歴史文化に対する意識の醸成を図る

地域住民が居住する地域の文化財や歴史を理解できるような機会をつくり、自らが地域への誇りを持つことで、若い世代への歴史文化の継承が円滑になることを図ります。

2 地域に関わる子どもたちへの地域教育の浸透を図る

地域の子どもたちが自分たちの住む地域を知る機会をつくり、郷土への愛着を育み、次世代の文化財保護の担い手育成を図ります。

3 文化財の保存を図る

町の魅力をつくる町民共有の財産として文化財の適切な保存を図ります。

4 文化財の活用を図る

文化財を町特有の資源と考え、その魅力を通して町の魅力を再確認し、まちづくりに活かすとともに、町内外の方々に知ってもらうことで、より広域的な活用を図ります。

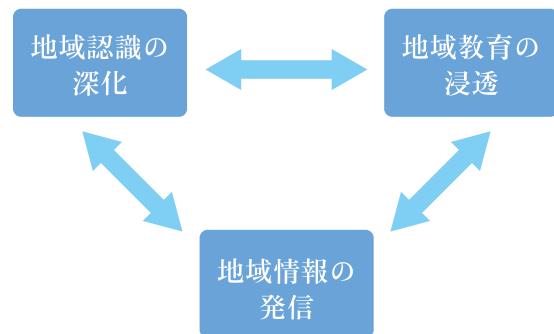


図 文化財の保存・活用の基本方針のイメージ

2-3 基本方針の具体的な方策

2-3-1 地域住民の地域文化財への意識醸成

(1) 「シビックプライド（地域に対する住民の誇りや愛着）」醸成の概要と意義

地域文化財の保護には、地域の歴史文化に対する住民の理解と、その活動への参加、協働が必要となります。地域の歴史文化への関心が、文化財保存の大切さへの気づきとなり、ひいては地域に対する誇りや愛着を持つことにつながります。しかし、従来の文化財保護を優先した文化施策においては、文化財と地域住民の関わりは半ば分断され、それを地域のまちづくりに活かすという観点が薄れがちでした。

その一方で、地域における適正な社会構成が維持され、地域内の社会組織が堅持されている時期には、地域の祭礼等を通じて、地域・住民による「自発的かつ主体的」な「文化財の保存・活用」がなされ、そこに、行政の関わる余地も、またその必要も無かったといえます。

しかし、こうした社会基盤が地域において失われていく状況にあって、地域住民の地域文化への関心は薄れ、また、それらを地域全体で保存し、活用していくとした気運も失われてしまった状況も見てとれます。

地域の歴史文化は「他とは異なった独自性にこそ魅力がある」のであり、この資源の活用を通して「経済の活性化」に繋がる可能性を秘めています。その際、地域において、住民が地域での生活に感じる誇りや愛着のことを示す「シビックプライド」は、その施策に大きく寄与することとなります。

しかし、若年層を中心に、地域の文化や、歴史への理解が乏しく、それが、地域アイデンティティとシビックプライド創出との断絶に関連していると考えることができます。

とはいっても、歴史文化による文化財を核とした地域内での調査・理解・周知は重要なことで、地域内

で関係者の対話や協働をもたらすことが期待されます。同時に、地域住民の歴史文化への理解は、シビックプライドを高めていくものとなるであろうことも推察でき、その発信から、さらなる地域づくりに連結していくことも期待できます。地域文化を発信するにあたって、地域住民に対して、地域の歴史文化を的確に認識させるとともに、地域の担い手となる、地域に関わる児童・生徒に対して、積極的な地域理解を進めるための地域教育の浸透が求められます。

また、地域教育の浸透の先には、地域文化を守り伝えるオピニオンリーダー（中核となる人材）や団体の育成も考えられます。

（2）「シビックプライド」醸成の具体的方策

歴史文化の理解を通したシビックプライド醸成の具体的方策としては、まず、地域住民を対象とした、「地域認識の深化」のための方策を取ることが必要となります。

①本町の歴史的位置づけの理解・認識を図る

会津地方におけるいわゆる「観光のまなざし」*が、江戸期城下町を中心に会津若松市に主に注がれる中で、本町が「会津のまほろば」として、古代から地域開発が進み、会津全体の歴史に連なる遺跡・史跡を多く内包していることは、これまで、対外的にも明示されていませんでした。こうした本町の位置づけを改めて見直し、その認識について、地域住民の立場から改めて理解を図るよう促します。

その手法として、歴史講演会や集落での地域再発見事業等を通して地域の歴史や文化財等の価値を、住民自身が再発見できる機会や方法を検討します。また、集落の人々が中心となって主体的に文化財の保存・活用に取り組んでいくための制度やサポートするための仕組みづくりの推進を図ります。

特に、子どもからお年寄りが集い、地域における文化的な活動を支援する公民館や図書館との連携を行うことで、地域の歴史文化を知り、これらをどのように守りつづけていくか、また、公民館及び図書館が「地域について学び・考える場」の拠点となり、地域への誇りが育くまれるよう取り組みます。

②地域における文化財等の拠点的位置づけの理解・認識を図る

本町は、多くの観光客を集める伊佐須美神社はもとより、東日本でも屈指の山城であり、その残存状況も良好な向羽黒山城跡や、9世紀前半の創建とも伝えられ懸崖造りの様式でも知られる左下り觀音堂等、地域を代表する文化財等が豊富に存在します。その豊富な文化財への理解・認識に対し、住民からも改めて理解を図るよう促します。

ここでは、年間を通じての町の特色をあらわす文化財等に関する歴史講演会や現地説明会等を開催することで、住民自らが学び・現場を見る機会を創出します。また、公民館や集会所・学校等に地域の歴史文化が一目で分かるようなパネルや解説板等を掲示する、本町文化財の関連資料を新たな図書館に配置する等、住民が本町の文化財について継続的な学びができる仕組みづくりを行います。

③地域に点在する文化財の再評価

「会津三十三観音」として列挙される諸寺院のうち、本町では11か所があげられます（番外「浮身」

*観光のまなざし：ジョン・アーリがミシェル・フーコーによって唱えられた「まなざし」の概念を用いて、近代の観光現象について論じたもの。アーリは「観光とは、日常から離れた景色、風景、町並み等に対してまなざしを投げかけること」と定義している。ここでは、観光客の求めているものが、会津若松を中心とした近世から幕末にかけての「会津藩」の面影を探していることを示す。

を含む)。これら地域に点在する諸寺院について、会津三十三観音めぐりが盛んであった頃は、顧みられることが多くあったものと考えられます。現状では、その文化財としての位置づけが明確ではないように思われます。「会津三十三観音」の約3分の1を、本町の寺院が占めること自体、その歴史性を物語るものと推察され、こうした事実も含めて、関連する文化財に対する再評価を行います。

その手法として、地区や集落単位でのミニ歴史講座、地域史・地誌解説会等の開催を継続して展開していきます。特に観光ガイドの養成も兼ねながら、地域の文化・歴史講座等を開催していきます。

さらに、住民自身が子どもや孫に地域の魅力を語り継ぎ、子ども達が地域に誇りを持てるような雰囲気をつくることに努力します。

この他、集落ごとの未発見文化財の魅力発見に努める、地域の魅力発信者の育成に尽力するとともに、本調査事業において本町の特色を色濃く残す山裾集落散策マップ等の作成を進め、地域ごとの歴史文化に対する意識向上を目指します。

④地域の歴史的位置づけ・地誌の再評価

会津地方には、享和3年(1803)に編集が始まり、藩主松平容衆の文化6年(1809)の序がある、預地も含めた会津藩域に関する地誌で、界域・山川・寺社・戸数等が記され、当時の状況をよく知ることができる『新編会津風土記』があります。

しかしながら、それらは研究者が用いる程度で、地域の歴史や地誌の理解のために活用されることはありませんでした。

当事業において、その内容の当該地域分のデータを集約し、一般にも見やすいように「地区台帳」としてまとめました。それらを活用することで、それぞれの集落・地域における歴史的位置づけ・地誌の再評価、再認識が可能となります。

2-3-2 地域に関わる子どもたちへの地域教育の浸透

①校種、校区ごとに、段階を踏んだ対応

小学校・中学校では、生活科、社会科、総合的な学習の時間を通して、校区における地域史の理解及び町全体の歴史に関する理解を図るために、継続的かつ系統的に、児童・生徒を主体とした授業の学びが実施できるよう促していくま



極上の会津プロジェクト協議会中央エリアで作成した「会津三十三観音めぐりマップ」



『新編会津風土記』(歴史春秋社版)



「天海大僧正について知ろう」授業

す。

また、高等学校では、小中学校段階における郷土理解の授業をふまえて、公民科や総合的な学習の時間を活用して、地域振興・観光振興施策を検討し、町に提言するような授業の実施がなされるよう促し、生徒の郷土理解はもちろん、地域社会への参加、協働への意欲を高めるため、学校との連携を図ります。

②歴史副読本の活用

平成30年（2018）度に作成した会津美里町歴史副読本『知ってる？会津美里の歴史』を活用し、小学校4年生以上の児童に対して、積極的な郷土を知る授業の展開を支援し、郷土への理解・愛着を深めるよう活動します。

③専門家による特別授業の効果的な実施・運営

②にあわせて、専門家や有識者による、小学校・中学校における郷土理解の特別講義の効果的な実施、運営についても検討します。専門家による特別講義等は、小学校を中心に、これまでにも実施されていますが、単発の授業として完結してしまい、継続した郷土理解や認識につながりにくくなりがちです。

それらを体系立てて実施し、なおかつ、内容についても、地域全般を漠然と取り上げるものや、特定の人物に焦点をあててそれを称揚するような、部分的な理解にとどまるものではなく、まさに「会津のまほろば」としての古代からはじまる、地域の歴史文化に焦点をあて、地域理解を体系的に進めることを促します。

④地域の歴史や文化を知る有識者の人材バンク

②③を行うために、郷土の歴史や文化を語る語り部としての有識者をその専門分野や講演可能な演題内容等とともにリストアップする作業を進めます。

講演可能な題目等を学校側に提示することで、学校側が郷土理解のための授業プランを積極的に立案する一助となると考えられます。そうした学校現場での郷土理解が、ひいては、住民の郷土理解に連結し、それが町全体の郷土理解の浸透へとつながっていくことと思われます。

⑤子どもたちへの伝統行事への参加機会の醸成

文化財の継承を図るため、幼い頃から文化財に親しむことで、保存・活用の担い手を育てていくことを目的に、小中学生を対象とした文化財・文化の魅力に触れる取り組みを展開します。



会津美里町歴史副読本
『知ってる？会津美里の歴史』
掲載内容の一部（上）と表紙（下）

2-3-3 文化財の保存

①地域が主体となった文化財保護取組への支援

地域住民と連携し、地域が主体となって文化財を保護し、さらに活用するための組織づくりや体制整備を行う際の支援を行います。

②適切な保存・管理への支援

町民共有の財産として文化財の適切な保存・管理の支援を行います。

③地域の文化財の価値の発信

把握した文化財や地域の歴史の魅力を分かりやすく提示し、町民と価値の共有化を図ります。

④住民ができる文化財の保存知識の発信

地域で守っている文化財を地域で住民自身が保存するための基礎知識や方法を発信します。

⑤専門家等との協力体制の強化

地域住民による調査と合わせて、専門家等との協力体制を強化し、専門的な分析による文化財調査を進めます。

⑥施設・専門職員の充実

調査・研究や保存・公開を進めるための施設の整備及び専門職員の充実を図ります。

⑦文書資料の調査データの作成と公開

文書資料については、原本は永久保存とし、それらの資料をアーカイブ化し、公開できるよう進めます。

⑧文化財指定・登録の積極的推進

貴重な文化財の保存継承を図るため、指定や登録を積極的に推進します。

⑨「文化財保存活用地域計画」の策定の推進

文化財の現状と課題を把握し、保存活用を図るために必要な事項や、所有者等が自主的に保存活用のために行うことのできる範囲等を明らかにするため「文化財保存活用地域計画」の策定を進めていきます。

⑩文化財の保存・修理

文化財は保存・修理が必要です。このため、文化財所有者による保存・修理に対する支援を行います。また、修理の方法等について、所有者への啓発活動を行います。

⑪文化財防災台帳の作成

地域の文化財がどのように守られているか、文化財または集落等ごとに状況を把握し、防災台帳の作成を検討します。

⑫防犯・防災体制の強化

文化財行政においては文化財に関係する地域の防犯組織や防火組織及びそれらの団体の活動状況を把握します。その上で、前述した組織や警察署、消防署に協力をお願いし、防犯・防火体制の強化を図ります。

また、消防設備や機械警備等の防火・防犯装置が設置されている場合は、それらが正常に機能しているかどうかの確認を所有者に促し、装置が適切に機能するよう支援します。

⑬防犯・防災の周知

文化財防火デー等で行われる防災訓練を積極的に行い、文化財所有者・管理者・周辺住民等の防犯・防災意識の向上を図ります。

2-3-4 文化財の活用

文化財そのものを対象とした保存・活用の観点から、文化財を核として形成された地域の歴史文化を活かした魅力あるまちづくりへと発展させていきます。「文化財保存活用地域計画」の策定や歴史まちづくり法に基づく「歴史的風致維持向上計画」の策定を図り、国による認定を目指します。

また、文化財行政とまちづくり行政、観光等の産業振興行政や都市計画等の建設行政との連携を強化することで、府内が一体となった歴史と文化のまちづくりに取り組みます。

(1) 観光化することによる歴史文化の再認識

地域認識の深化、地域理解・地域教育の浸透を経て、本町の歴史文化を理解した上でシビックプライドの醸成がなされることをふまえ、地域情報の発信を基軸とした観光と協働した文化施策の展開を検討します。

①情報発信の強化

地域住民・一般向けに、地域メディアを通じた情報の発信することが第一です。そのためには、現在も行われている、町広報紙等を用いた地域住民向けの発信及び町ホームページ、SNS等を用いた、地域文化を中心とした町の地域イメージの発信の強化を図ります。

また、歴史文化を中心とした、地域の情報を発信していくことで、改めて、地域理解促進とともに、地域におけるシビックプライドの喚起を図ります。

加えて、国内・海外観光者を対象とした、観光者向け観光情報の的確な発信も大切です。いわゆる「観光のまなざし」を受けることで、地域経済の活性化はもちろん、地域住民の地域文化への理解が一層深まることは、各所の事例が示していますが（近接地域では、観光発展に伴って地域理解が一層深まり、若年層の定住化が進んでいる下郷町の大内宿がその典型といえます。）、地域振興と地域認識の深化とを進展させていくために、観光関係部局と連携し、地域文化資源を結ぶ多様な観光モデルコースの設定や町ホームページ、SNS等を用いた、さらなる町内の観光情報の発信も検討します。

②広域的な連携・交流により文化財の活用の推進

本町の文化財は、会津の文化を知る上で重要な意味を持つものが多くあります。一方、近隣市町村に分布する文化財と連携することで、その文化的価値や歴史的関係性に深みを増し、広がりを持つものも多数存在します。

例えば日本遺産として認定された「会津の三十三観音めぐり」の一つ「会津三十三観音」は認定以降注目を集めています。本町にその約3分の1が分布していますが、これを活用するため、観光行政では「極上の会津プロジェクト協議会」において三十三観音めぐりの部会を設置し会津若松市・喜多方市・会津坂下町・湯川村との連携を図っているところです。一方、三十三観音については文化財行政でも他市町村と情報共有等を行っていますが、観光行政と文化財行政の連携をもっと密にすることで、さらに活用が推進できるものと考えられます。

また、中世の山城である向羽黒山城跡については、会津若松市における蘆名氏関連史跡や資料、北塩原村における柏木城跡等の史跡があることから、今後一層の連携を図り、調査・研究を進めることも一つの方法として考えられます。

この他にも、街道を中心としたつながりや、民俗芸能からみた地域の類似性を活かした広域的な交流を通して、地域の魅力づくりや地域振興について検討します。

(2) 郷土資料館（仮称）の設置による調査・研究、保存・公開の拠点づくり

町で所有している考古資料、民俗資料等を整理・保管し、公開するための郷土資料館（仮称）を設

置します。資料館は、収蔵物の管理・保管・公開のみでなく、文化財の調査・研究の拠点としても活用します。

(3) 地場産業の振興につながる文化財の活用

窯元めぐりや焼き物づくり体験等に窯業関係文化財の見学を組み合わせ活用することで地場産業の振興につなげていきます。また、伝統工芸品の価値を後押しするための文化的背景を調査し、関係部署や組織への周知を図ります。

(4) 民俗文化財等の継承と周知

本町には、第3章で紹介したように多くの民俗文化財が存在します。これらの民俗文化財、特に無形民俗文化財は、本町ならではの特徴を持つものです。そのため町の独自性を示す顕著な事例を観光資源としてとらえ、町内における再認識を図るとともに町外への周知を図ります。

また、文化財としても地域独自の文化として継承する必要があることから、民俗文化財の継承をいかにしていくか、専門家によるアドバイスを、行政と住民がともに受ける機会を創出し、その活動についてパンフレットやSNS等を通して周知を行います。

(5) 文化財の周辺地域を含めた保全の推進（まちづくり）

①「歴史的風致維持向上計画」の策定と認定を目指す

文化財周辺の景観・環境については、保全が図られるよう関係機関と協議していきます。また、将来的には文化財周辺の景観・環境保全方法の一つとして「歴史的風致維持向上計画」の策定及び認定を目指し、関連した文化財群があり歴史文化活用区域として設定が必要な区域については、区域としての設定を行い、まちづくりや観光振興と連携した重点的な取り組みの展開を検討します。

平成26年3月に国土交通省都市局公園緑地・景観課がまとめた成果報告書によれば、「歴史的風致維持向上計画」が認定された地区において、「計画策定を機に、歴史まちづくりに関する庁内の横断的な推進体制をつくることができた」、「計画策定にあたって実施した調査により、地域の歴史的資源の掘り起こしや総合把握ができた」、「国の認定を受けることで、知名度の向上や市民の歴史まちづくりに対する意識向上が図られた」等の効果があげられています。すなわち、各市町村等が行うまちづくり計画に対する市民への説明が明確化し、理解されやすい環境が構築でき、様々な協力が得やすくなったという報告です。

その結果として、知名度の増加・マスコミでの報道・まちなか回遊性の増加・まちブランド化の高揚等があげられますが、なにより住民の文化財に対する意識の変化が捉えられ、地域活性化の糸口として認識されつつあります。「歴史的風致維持向上計画」における課題、内容、期待される効果は本町の現状にもあてはまっており、「歴史的風致維持向上計画」の策定及び認定は本町にとっても効果が期待されるものです。

②将来的な「歴史的風致維持向上計画」の必要性と検討課題

本町は、「第2次国土利用計画」を見ると、平坦部の「市街地ゾーン」と、平野部の「田園ゾーン」、山林を中心とした「里山・山林ゾーン」に大別されます。

歴史的に見ると、「田園ゾーン」の水田を中心とした農地は、「田園ゾーン」と「里山・山林ゾーン」の挟間に位置する山裾の集落周辺から徐々に盆地内へ開墾されたもので、その後、盆地の平野部に農作物等の集積地や商業地として現在の市街地ができたと考えられます。しかし、現在は、かつて中心地であったはずの山裾集落が、社会的変化の影響を大きく受け、歴史文化の維持継承が難しい状況にあります。

そのため、「歴史的風致維持向上計画」を活かした整備が必要となってきます。そこでは、「土地利用計画図」を基に、本構想によって定めた関連文化財群を落とし込み、そこへ「都市計画規制と農地の指定状況図」、「公共下水道処理区域」、「会津美里町地域再生計画の区域設定図」、「会津美里町森林整備計画図」、「会津美里町公益的機能別森林計画図」、「会津美里町ハザードマップ」等を重ねた上で検討が必要と考えられます。「歴史的風致維持向上計画」の認定と実施が可能となれば、限界集落の崩壊を防ぐ一つの手法となると期待されます。

「歴史的風致維持向上計画」に備えて、ソフト面では、「各地域（高田・本郷・新鶴）を中心とした文化財の活用計画策定と物語性の創造」、「山裾集落に残る文化財の継続調査及び魅力の発信」、「山裾集落の連携組織と文化財活用の手法の検討」等が、ハード面では、「コアとなる各地区の回遊性及び民泊等宿泊場所の確保の検討」や「向羽黒山城跡周辺地区景観整備や管理計画の検討」等の課題があげられます。

また、「歴史的風致維持向上計画」には、次の検討課題を入れ込むことが考えられます。ソフト面では「山裾集落における防災に対応するための住民の文化財管理計画」、「地域文化財を活かした民泊システムの構築」等、ハード面では「地区に存在する堂宇等の文化財（主に未指定）の修理方法等」、「文化財周辺の土砂災害への備えに関すること」、「文化財周辺の河川災害に対応するための水路保全・管理について」、「地場産業に関係していた建物や空き家等の活用計画」等があげられます。

第6章 保存・活用を推進するための体制整備の方向性

1 行政組織の体制

文化財を保存・活用するためには、保存・管理者と行政関係部局、活用を図る外郭団体等が連携することで、効率的・効果的に事業をすすめていく必要があります。本町での文化財をとりまく関係機関及び保存活用の体制は下記の通りです。

なお、本町の組織については、平成31年4月1日より、新たな組織編成がなされ、既存の関係課を統合し再編成することとなります。

表 文化財の保存・活用の体制

会津美里町
教育委員会教育文化課 業務内容 文化財の保護・保存・活用に関する業務
政策財政課 業務内容 まちづくりに関する業務
産業振興課 業務内容 観光振興・農林業に関する業務
建設水道課 業務内容 建設に関する業務
※ 4月からの新体制での課名で作成。 ※本構想と関係のある業務内容のみ記載。
会津美里町文化財保護審議会
審議事項 町文化財の指定 等 委員 10名以内（内 会長1名、副会長1名）
その他民間団体等
会津美里町観光協会 業務内容 町観光の振興、観光イベントの開催等
会津本郷焼事業協同組合 業務内容 伝統工芸品である「会津本郷焼」の振興、販売促進、商品開発等
都道府県や域外関係機関等との連携
福島県教育庁文化財課 業務内容 各種計画における指導・助言。補助金の交付。県文化財保護審議会委員の派遣 等
福島県立博物館 業務内容 学芸員による調査。講演会等での学芸員の派遣 等

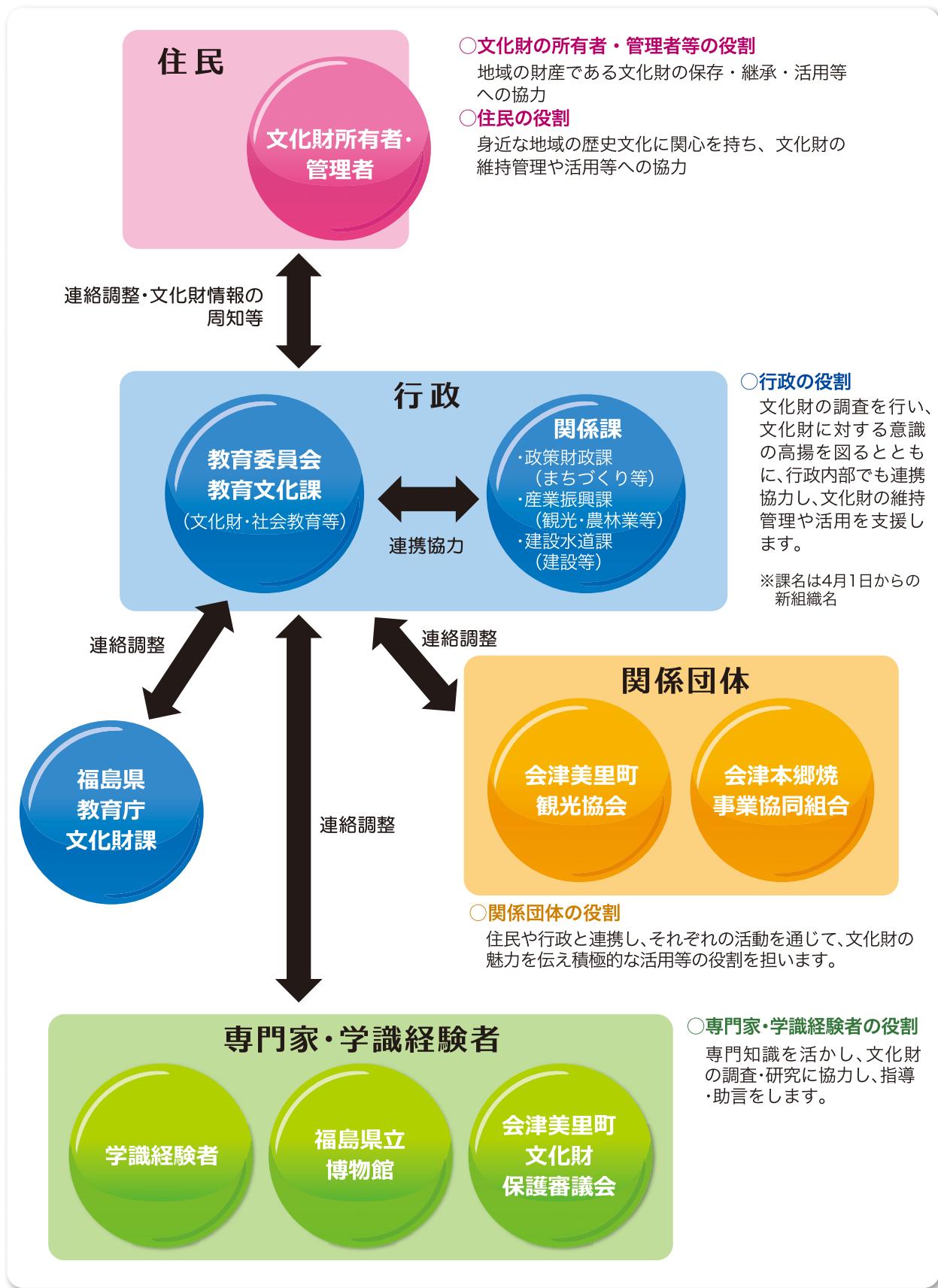


図 会津美里町の歴史文化保存・活用体制のイメージ

連携して、「文化財情報の共有」「保護意識の共有」「文化財活用情報の共有・発信」を行います。

※上図の構成団体は、前頁の文化財の保存・活用の体制と一致する。

2 歴史文化基本構想を推進する体制の確立

2-1 歴史文化に関わる各主体の役割

①文化財の所有者・管理者等の役割

地域の財産である文化財を大切に保存し、次世代に継承していくとともに、可能な範囲において公開する等、その活用を推進する役割が期待されます。

②住民の役割

身近な地域の歴史文化に関心を持ち、歴史文化に触れることで、文化財の価値を共有します。さらに、文化財を町の財産として次世代に受け継いでいくため、維持管理や活用等の文化財を活かしたまちづくりへ主体的に参加する役割が期待されます。

③関係団体の役割

住民や行政と連携し、それぞれの活動を通じて、文化財の魅力を伝え積極的な活用をはじめ、文化財を活かしたまちづくりを推進する役割が期待されます。

④専門家・学識経験者の役割

専門知識を活かし、文化財の調査・研究に協力し、指導・助言を行います。所有者等による維持管理や活用を支援する役割が期待されます。

⑤行政の役割

文化財の調査を行い、保存・活用の方向性を示し、文化財に対する意識の高揚を図るとともに、所有者等による維持管理や活用を支援する等文化財を活かしたまちづくりを支援するものとします。

2-2 推進体制

①所有者・管理者等、住民等との連携

所有者、住民、行政がそれぞれの役割を明確にし、会津美里町の文化財の保存・活用についての情報を共有化し、連携した取り組みを推進するため、連絡調整体制を構築します。

②文化財関係団体との連携

文化財関係団体と連携し、町内に残る文化財や歴史の情報を収集して、保存・活用について検討します。

③観光等の産業関係団体

観光産業行政との連絡・相談を密にし、歴史文化の積極的な活用について、連携しながら事業展開を図ります。

特に、歴史文化を来訪者に伝える上で重要な役割を果たしている「観光ガイド」については、歴史文化的な情報面を文化財行政がバックアップし、観光協会等と協働して研修会を実施することにより、充実した案内を行う等の連携が必要な事業であると考えられます。

また、伝統工芸品である会津本郷焼についても、歴史的価値の裏づけ等を行うことで、工芸品自体の価値の底上げを図ります。

④国・県の文化財関係部署

文化財の保護について、必要に応じてすぐに対応するためのさらなる連携を推進します。

⑤各種専門家・学識経験者

文化財の種類により、助言・指導が必要な情報を整理し、必要に応じて適切な助言・指導を得られるよう、さらなる連携を推進します。

資 料 編

策定委員会

1. 策定委員会の開催

- 平成28年12月26日 平成28年 第1回策定委員会
内容：文化財の現状報告・事前調査内容・町文化財保護行政の現状・今後の事業内容等について
- 平成29年2月6日 平成28年 第2回策定委員会
内容：調査の進捗状況・次年度事業及び予算（案）等の検討
- 平成29年5月22日 平成29年 第1回策定委員会
内容：平成28年度事業報告及び決算・平成29年度事業（案）及び予算（案）
・進行中の施策や計画等について
- 平成30年2月23日 平成29年 第2回策定委員会
内容：「歴史まちづくり法」についての講話・事業の進捗状況・平成30年度の事業（案）及び予算（案）等について
- 平成30年3月19日 平成29年 第3回策定委員会
内容：平成29年度事業報告・平成30年度事業計画等について
- 平成30年5月14日 平成30年 第1回策定委員会
内容：平成30年度事業計画及び予算について・基本構想策定後の事業展開・
「会津美里町歴史文化基本構想」の記載内容等について
- 平成31年1月28日 平成30年第2回策定委員会
内容：進捗状況の確認・今後のスケジュール・「会津美里町歴史文化基本構想」の原稿最終確認等について

その他、適宜打合せ等を実施した。

2. 調査部会の開催

- 平成29年3月14日 歴史文化基本構想策定事業における調査指導等 打合会
内容：指定文化財台帳及び悉皆調査の台帳についての調査内容指導・今後の文化財調査（調査内容・方向性等）等について
- 平成29年7月14日 歴史文化基本構想策定事業 調査部会
内容：前年度事業の調査内容報告・平成29年度の調査等について
- 平成30年2月23日 平成29年度第2回策定委員会
内容：内容：「歴史まちづくり法」についての講話・事業の進捗状況・平成30年度の事業（案）及び予算（案）等について
備考：本会議は調査部会員も入っての拡大会議として実施。

その他、適宜打合せ等を実施しました。

3. 活用部会の開催

- 平成30年11月30日 歴史文化基本構想策定事業 活用部会
内容：たたき台として作成した原稿をもとに、活用内容の確認や方向性の検討
- その他、適宜打合せ等を実施した。

文化財調査等

1 建造物

本町の指定文化財（建造物）については、下記一覧のとおりであるが、本調査ではこれまで専門的な歴史的調査分析がなされずにいた山裾集落に存在する神社仏閣等の建造物を主な調査対象として調査に取り組んだ。この度、新たに採取・分析し得た建造物は調査地一覧に示す28件である。この調査にあたっては、建造物のみでなく建造物をとりまく集落の調査も同時に行っており、銀山坑道あるいは屋敷跡などの史跡に関してもでき得る限り採録をしているが現在までに採取された建造物実測調査図面は、太字で示した10件に留まっており、概要を示すが、今後、さらなる調査が必要である。

■指定文化財（建造物）一覧

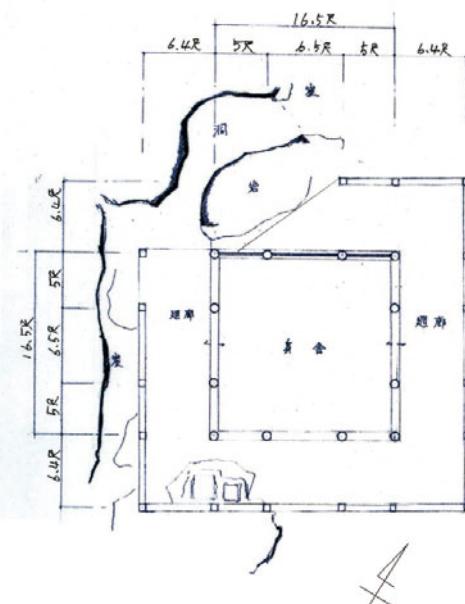
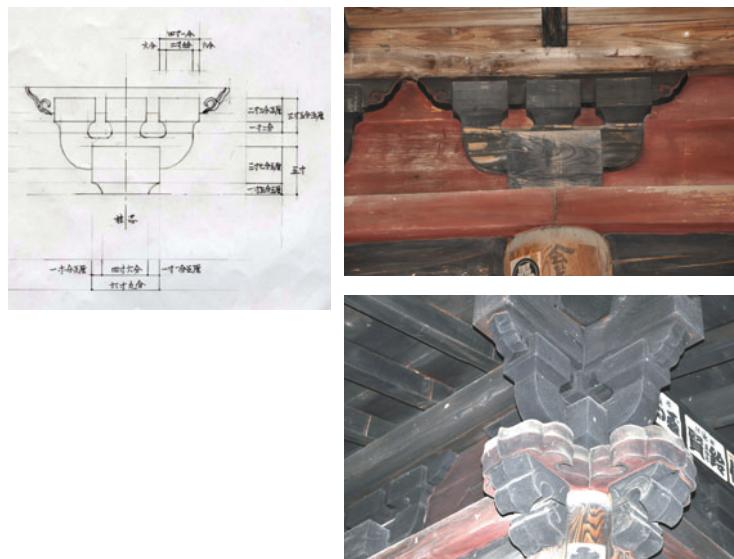
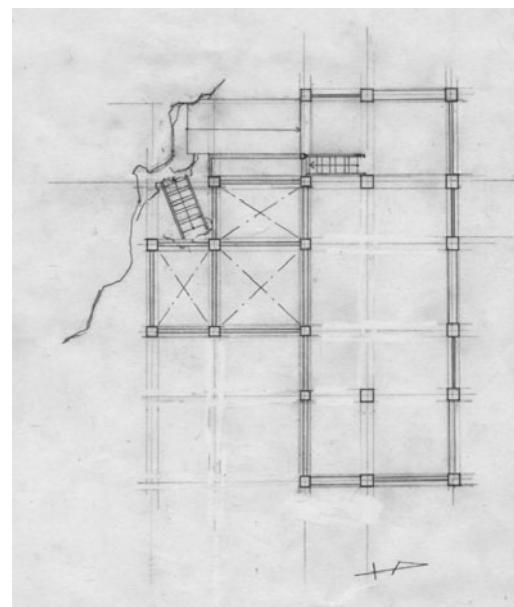
国指定重要文化財建造物（4件）	
常福院薬師堂	新屋敷山王塚甲
弘安寺旧觀音堂厨子	米田字堂ノ後甲
法用寺本堂内厨子および仏壇	雀林字三番山下
福生寺觀音堂	富川字富岡甲
福島県指定重要建造物（3件）	
法用寺三重塔・觀音堂	雀林字三番山下
左下り觀音堂	大石字東左下り
会津美里町指定建造物（2件）	
肝煎の家に伝わる門	穂馬字堀ノ内甲
赤留不動堂本宝院不動堂附棟札	赤留字滝峠

■調査地一覧

旭無量集落	無量寺客殿、無量寺宮殿、鬼荒神社、旧製糸工場関連建物
旭長岡集落	長福寺本堂、長福寺本堂内宮殿、長福寺子安觀音堂、熊野神社
大石集落	左下り觀音堂、觀音寺
松岸集落	手児神社本殿・拝殿、長屋門、養蚕農家、旧蚕種保管庫、宝生院不動堂
赤留集落	大宝院不動堂、神明神社、常明寺、押上げ屋根農家
関山集落	関山觀音堂、熊野神社
東尾岐集落	大神沢薬師堂、朝立神社
旭箕作集落	鬼渡神社
雀林集落	法用寺觀音堂、法用寺子安地蔵堂、法用寺三重塔

①左下り観音堂（県重文）

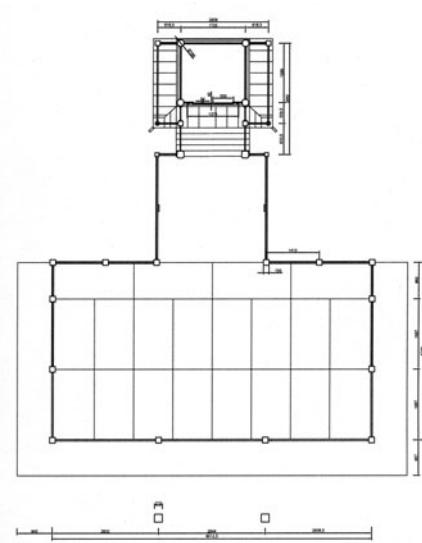
左下り観音堂は、延文3年（1358）8月蘆名氏家臣の富田将監祐義により修造（『左下り観音堂縁起』、『会津旧事雑考』）されたものと伝えられ、後世に補完されたと推測される周廊の繫梁部材から「安永七年閏七月二日」頃に大掛かりな造営工事が行われたことが知られるが、平面の計画寸法や斗栱の木割、台輪の錫杖形絵様縁形、更にはC₁₄の分析結果から、鎌倉時代の部材が用いられている可能性が高く、現在会津美里町に残る最も古式な堂宇である可能性が高い。崖の中腹に設営された3間の小規模堂宇は、三仏寺投入堂と類似形式の稀有な存在として重要な遺構である。



②手児神社本殿・拝殿

手児神社本殿に関しては「天政ママ三年乙亥（1575）」と「元和五年己未（1619）」の2種類の棟札が残されているが、絵様縁形から判断する限り、江戸時代前期に手が加えられたものと見るのが妥当のように思われる。神社『略家譜』に「貞享四丁卯年（1687）當社修復仕候」とあることから、貞享4年に相当程度の手が加えられたものと判断される。とはいうものの、江戸時代の建造物としては、本町に現存する遺構の中で最古のものと位置付けられる。厳密な木割体系は不詳である。

一方、拝殿・幣殿の絵様縁形から、会津藩における大工技術が導入されたものと思われ、江戸時代中期以降に使用された古材の再利用が見られはするものの、全体は近代のも



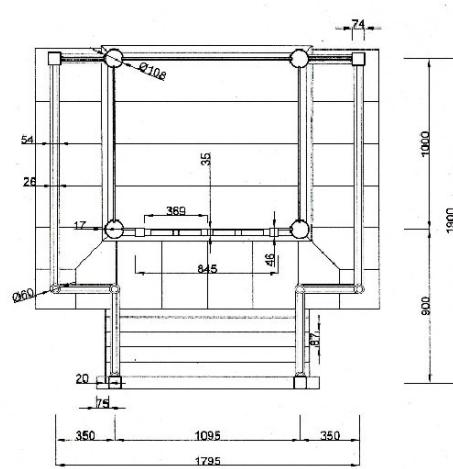
のと考えてよいだろう。



③神明神社 赤留

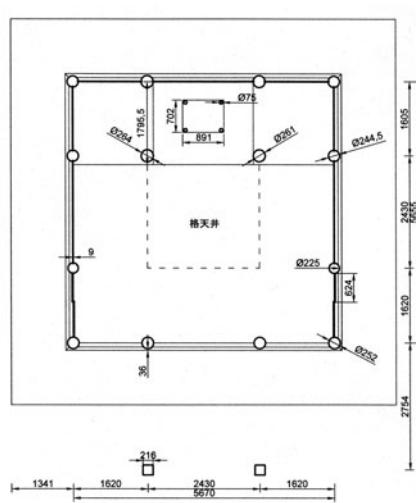
『新編会津風土記』には、鹿島神社・伊勢宮・稻荷神社・磐梯神社・山神社の5社の存在が記されているが、鹿島神社のみが八木沢村の横山左仲によって司られていただけで、他の4社はいずれも「村持」であった。しかし、昭和48年（1973）

からの農業構造改善事業に伴い神社名を地名として残し、神社そのものは大宝院不動堂の北に移築した。現在の明神神社が合祀された神社に相当するが、建物は明治になってからの再建と推測される。



④関山観音堂

関山観音堂の造営は『新編会津風土記』によれば、「上古松村ノ護仏ニテ会津三十三所巡礼ノ一ナリ、此堂モト山下ノ平地ニアリ、寛政二年（1790）山ヲキリヒラキ此所ニ移ス」と記され、寛政2年





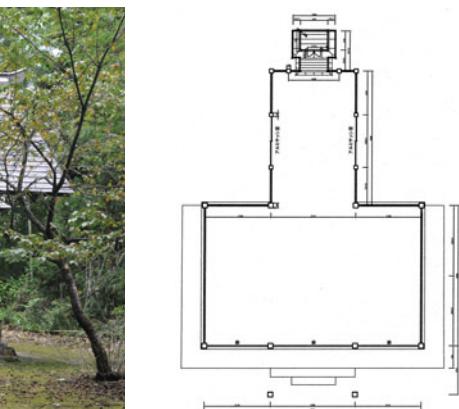
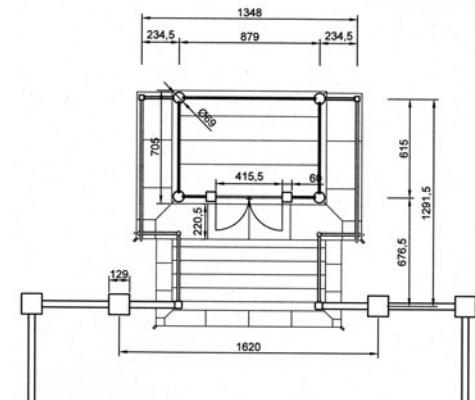
に一度移築されており、「寛保二壬戌年（1742）三月二十六日」の観音宮殿（厨子）造立札と寄進札が遺されていることからすると、観音堂は宮殿が寄進される以前に造立されたものと考えてよい。絵様縁形から推測する限り、江戸時代中期の遺構と考えて支障がないものと思われる。

会津三十三巡礼の一つとして建立年代も明確である。

⑤熊野神社 関山

当神社には「延宝三年（1675）乙卯三月吉日」と記された棟札が残されている。『新編会津風土記』に、「熊野宮境内東西九間、南北七間、免除地村西山上ニアリ、関山村ノ鎮守ナリ、勧請ノ年代詳ナラス、鳥居・幣殿・拝殿アリ、福永村山口越後是アリ司ル」とあり、本殿は延宝3年に建立されたものと考えてよい。しかし、幣殿・拝殿については当初のものとは言えず、「明治参拾四年（1901）旧四月」に大工棟梁八百坂要吉によって屋根葺替が行われていることが板書墨書に記されていることから、その時期に合わせて修造されたものと推測されるものの、小屋組み、屋根葺は古いものを踏襲している。ちなみに、「福永村」と見えるのは、寛永4年（1627）以降のことで、古くは「檜玉」とも「火玉」とも記されたようである。

「寛永四丁卯年（1627）嘉明ノ命アリ 檜玉村改ニ福永ト一訓忌レ同レ火也且此頃迄関山 八重松 豊岡火玉ニ属ス（『会津鑑』ヨリ）」



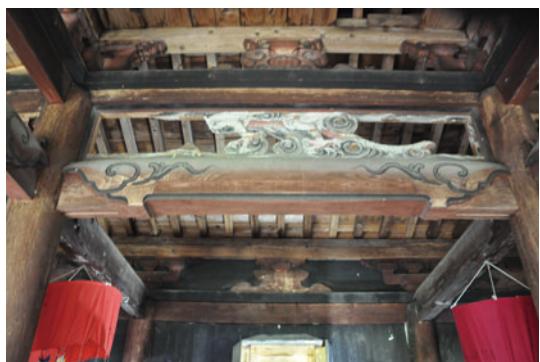
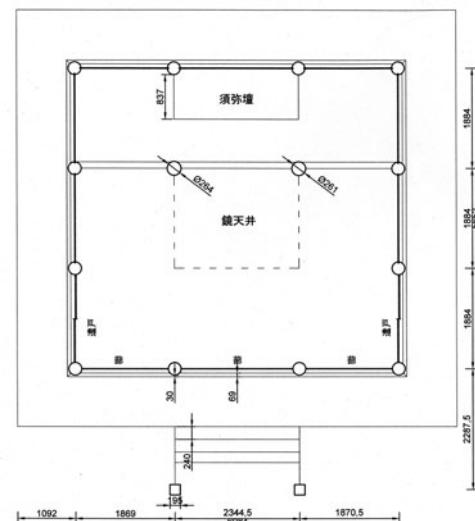
⑥大神沢薬師堂（淨壺山医恩寺薬師堂） 東尾岐

本堂宇は元来この地にあったものではなく、「小名大神沢ノ西四十間山腰ニアリ、創建ノ始知ラス、十二神将ノ像アリ、村民ノ持ナリ」と『新編会津風土記』に記される薬師堂が該当するものと思われる。内部の架構は思いのほか見事だが、長年放置されてきたためであろうか、一面浮彫が施された欄間はそのほとんどが崩れ落ち、部材もかなりの部分で失われている。薬師如来坐像も崩れ落ちていたが、平成30年（2018）度に地域歴史文化財保存支援により応急修復を済ませることができたことは幸いである。（修復後、薬師如来坐像は別施設で保管中である。）

本堂宇の建立年代は、残された棟札から、寛永16年己卯（1639）、松岸の手児神社に次ぐものと推定され、できることなら復元修復をしたいところであるが、現在の維持管理は7軒のみにゆだねられているという状況である。

この堂宇の建立願主は、高遠から当地に赴いた金堀師の一族と推測される長嶺仁助・同仁左衛門・同清兵衛尉で、尾岐川上流の沼田原の唐松金山掘削は彼らの所業であったと思われる。

管理する住民の話によれば「小名大神沢ノ西四十間山腰」とされるのは「向平」とされる山腰から移住してきたらしい。



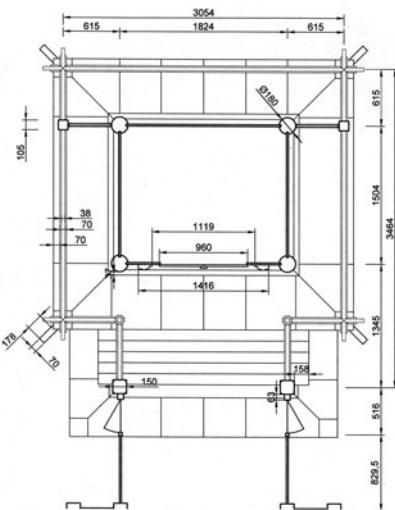
⑦朝立神社 東尾岐

朝立神社の起源は『大沼郡誌』によれば、^{かろうがたけ}神籠ヶ岳に鎮座した伊弉諾・伊弉冉を祀っていたが、「霧窪字地頭」に併祀され、さらに朝立山に遷座したものとされて、寛元4年（1246）に現在地に鎮座しているという。これは『新編会津風土記』が伝える内容とは多少異なるものの、隨身門・石鳥居・本殿・幣殿・拝殿ならびに別當常法院（朝立山東光寺）が建てられて、相当の規模を保っていたようである。本殿・幣殿・拝殿はいずれも明治期の火災により焼失し、その後の再建とされるが、三手先の組



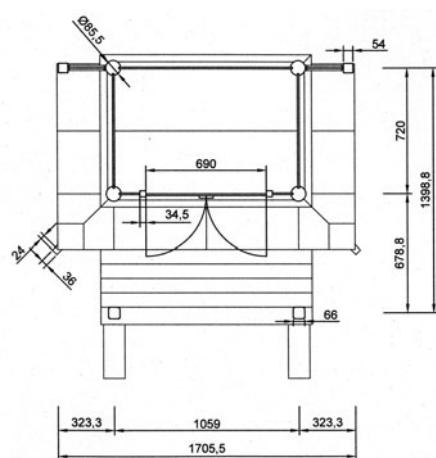
物で支えられる腰組は江戸時代中期以降の伝統的手法を採用している。

一方で隨身門は焼失を免れたのであろう。小規模ではあるが古式の八脚門の形態を残す。近年の手児神社と連携した維持管理に対する取り組みも評価すべきものと考えられる。



⑧鬼渡神社 旭箕作

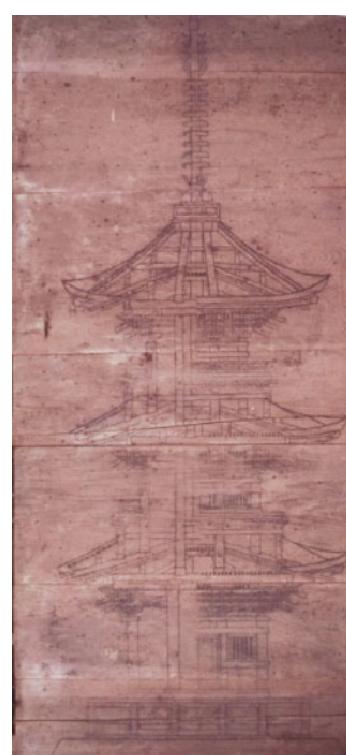
本神社は1間社流造の小さな本殿が覆屋に囲われているのみであるが、内部には「寛保二壬戌（1742）十一月吉曜日 敬白」という1枚の勅請札がのこされており、寛保2年頃の造立とみて間違ひなかろう。



⑨法用寺三重塔（県重文） 雀林

法用寺三重塔は安永元年（1772）に造営開始、同9年（1780）に竣工と伝えられる。明和5年（1768）の板絵図には飛驒高山二衛門、越国仙七の名がみられる。

『新編会津風土記』に「本尊釈迦脇立文殊普賢、モト大同三年（808）得溢ノ建立ニテ安永ノ頃マテアリシカ、頽破ニ及菱故別当亮椿再建シ、同九年ニ造畢」と記されることから、大同3年に徳一によって建立されたものが、安永までに頽破し、その後再建されたものと推測される。



⑩法用寺子安地蔵堂 雀林

『新編会津風土記』には地蔵堂とあって、先の「觀音堂図」の中では氷餅蔵3棟が描かれる場所に存在する。中世には一時退転するが、正徳年中(1711~15)に住持教海が夢のお告げによって日光山大悲院から地蔵を勧請してこの堂を建てたところ、安産の靈験あらたかであったことから「子安地蔵」と呼ばれることになったと伝えられている。



建物は禅宗様式を基本とした三間四方堂一間向拝付き二軒繁垂木、宝形造で屋根は金属板葺き、内部にはやはり禅宗様厨子が安置され、南側面中央柱間には上部に小窓が設けられている。



堂全体の外周部に関する建築様式からすると江戸時代後期の造営とみてよいが、堂内部の厨子が安置された内陣四天柱内側は様相を異にしている。厨子そのものは江戸時代後期的装いであるものの、四天柱には16世紀後半の装飾を彷彿とさせる金箔が貼られ、文様もまさに中世末期的である。大虹梁は典型的な江戸時代後期のもので、違和感すら抱かせる。内部格天井には修驗系統の堂宇に継承される板絵が嵌め込まれ、その裏には寛



延元年（1748）の年紀が墨書きされているので、堂全体の改修時期と一致する。

しかし、堂内の台輪と内法長押の上下に描き込まれた数々の紋様は江戸時代の後期とするには違和感を伴わざるを得ない。さらに、渦紋様に加えて、後背部分の板壁に描かれた波型紋様についても同様の指摘ができる。

⑪法用寺観音堂（県重文） 雀林

観音堂の再建については『新編会津風土記』に明確に記されることはないが、明和3年（1766）の『雀林村法用寺観音堂建立ニ付御役所預ケ金返与願』により明和5年（1768）の再建と推定されている。

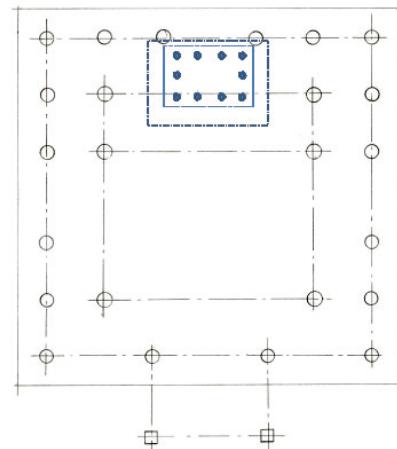
虹梁に刻まれた離れ若葉の鎬の大きな絵様繰型から見て、会津若松の大工棟梁によって造立されたものだろうが、詳細は不明である。

その平面形態は、宮殿を安置するための須弥壇前面に広い外陣を確保しており、正面一間を吹き放しにするなど、従来の三間四面（五間四方）堂の柱配置から大きな変化を見せていることに注目したい。一つの堂内に集会機能を求めるを得ない雪深い会津地方特有の変化と推測される。



⑫法用寺仁王門 雀林

『新編会津風土記』に「三間ニ二間、左右ニ力士像アリ、極テ古物ト見ユ、各長七尺余、堂舍皆新ナレトモ、此門ノミ昔ノ儘ニテ今ニ存スト云、柱梁朽損シ其製頗古レリ」と見えて、この門が往古（明和5年の再建以前）のものであるとしている。きわめて素朴な造作ではあるが、中世的力強さを備えた門としての建築的評価は決して低くない。改めて調査の対象としたい建造物である。この門の左右に安置されていた力士像2体は国の重要文化財に指定されている。



⑬法用寺本堂内厨子及び仏壇（国重文） 雀林

厨子造営は鎌倉幕府滅亡（1333）直前のことであった。建築様式は典型的禪宗様式による正面三間奥行二間寄棟造で、全面扇垂木二軒板葺きの非常に纖細な意匠を持つものである。

屋根を支える斗栱（組み物）には四手先尾垂木が組み込まれ、粽付円柱は内法貫・頭貫とも鎌倉時代の木鼻の特徴を遺憾なく発揮している。

また、柱上に載る台輪とその端に彫られた鋭く反り返った錫杖型絵様繰型も典型的禪宗様式を伝えている。

しかしながら、宮殿が乗る蝙蝠狭間を施された須弥壇は和様であり、観音堂と厨子が一体として計画されたものではないことを暗示している。本来茅葺か柿葺きであったと推測される屋根の茅負から上の仕上げは剥がされており、一部は観音堂の梁が削られる状態で納められていることから、同様のことが屋根の残存状況からも指摘し得る。